

○静岡県警察山岳遭難救助隊の編成及び運用に関する訓令

(令和8年3月10日 静岡県警察本部訓令第7号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、静岡県警察山岳遭難救助隊(以下「山岳救助隊」という。)の編成、運用その他必要な事項について定めるものとする。

(任務)

第2条 山岳救助隊は、山岳における遭難者の捜索、救出及び救護に関する活動(以下「救助活動」という。)並びに登山者の遭難事故防止等に関する活動に当たることを任務とする。

(構成等)

第3条 山岳救助隊は、県本部山岳遭難救助隊(以下「本部山岳救助隊」という。)及び署山岳遭難救助隊(以下「署山岳救助隊」という。)により構成する。

- 2 本部山岳救助隊は、救助活動が困難であり、かつ、高度な技術を必要とする場合に出動し、活動地を管轄する署の長の指揮を受け活動するものとする。
- 3 署山岳救助隊は、地域部長が指定する署(以下「指定署」という。)に設置し、当該署の管内において活動するものとする。

(本部山岳救助隊の編成等)

第4条 本部山岳救助隊は、次の各号に掲げる隊をもって編成し、それぞれ当該各号に定める所属に置き、その体制は、別表のとおりとする。

- (1) 本隊 県本部地域課
- (2) 特別救助隊 県本部警備課
- (3) 御殿場中隊 御殿場署
- (4) 富士宮中隊 富士宮署
- (5) 静岡中隊 静岡中央署

(隊員の指定)

第5条 本部長は、本部山岳救助隊の隊員について、前条各号に規定する所属の長からの上申を受け、指定するものとする。

- 2 指定署の長は、自署の職員の中から署山岳救助隊の隊員を指定するものとする。

(出動等)

第6条 署長は、救助活動において、高度な技術を要すると認めた場合は、県本部地域課長を経て本部長に対し、本部山岳救助隊の派遣を要請するものとする。

- 2 本部長は、前項に規定する要請を受け、本部山岳救助隊の派遣が必要であ

ると認めるときは、本部山岳救助隊の出動を命ずるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、本部長は、遭難者が多数に上り、又は救助活動が2以上の署の管轄区域に及ぶ大規模な山岳遭難等が発生した場合において、必要と認めるときは、本部山岳救助隊を出動させ、これを指揮するものとする。
- 4 指定署の長は、自署管内の救助活動において必要があると認めるときは、署山岳救助隊の出動を命ずるものとする。

（隊員の心構え）

第7条 山岳救助隊の隊員は、救助活動に関する知識及び技術の研鑽並びに体力の錬成に努め、任務の遂行に当たっては、一致団結してその目的を達成するよう努めなければならない。

（細目的事項）

第8条 この訓令に定めるもののほか、山岳救助隊の編成、運用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

県本部山岳遭難救助隊編成表

